

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	第13回福津市共働推進会議
開催日時	令和6年1月12日（金）午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所	福津市役所 本館2階大会議室
委員名	（1）出席委員 嶋田 暁文、依田 浩敏、奥 弘子、小林 真理、富松 享一、中川 孝晃、三ッ橋美津子、山田 雄三 （2）欠席委員 山口 覚
所管課職員職氏名	市民共働部長 香田 知樹 市民共働部地域コミュニティ課長 石井 啓雅 地域コミュニティ課市民共働推進係長 井上 真智子 地域コミュニティ課郷づくり支援係長 向井 恭子 地域コミュニティ課郷づくり支援係 折居 鈴香
関係課職員職氏名	経営企画部経営戦略課長 向井 泰博 経営企画部経営戦略課企画係長 安部 晋平
議 題 （内 容）	・「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」改正の必要性に関する内容検討
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の理由	
傍聴者の数	1人
資料の名称	・次第 ・資料1 伊賀市自治基本条例 ・資料2 福津市郷づくりの推進に関する規則 ・「郷づくり基本構想」見直しの方向性について（総論）（当日配布） ・伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例（当日配布） ・横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例（当日配布） ・佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例（当日配布） ・筑紫野市地域コミュニティ推進条例（当日配布） ・八代市協働のまちづくり推進条例（当日配布） ・養父市地域自治組織の財政支援に関する条例（当日配布）
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 委員による確認
その他の必要事項	

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 会長あいさつ

2. 「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」改正の必要性に関する
内容検討

事務局

配布資料を基に説明。

会長

私たちがこの場で議論すべきは、「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」(以下「基本条例」)を改正すべきかどうかであるが、道筋としては4つの選択肢がある。1つ目は、基本条例改正の必要性はないという選択肢。2つ目は、基本条例を改正すべきだという選択肢。3つ目は、基本条例を改正する必要性はないが、別途郷づくりに関するコミュニティや共働系の条例を新たに制定するという選択肢。4つ目は、基本条例も改正し、別途郷づくりに関する条例も制定すべきだという選択肢。

伊賀市は全国的にも、コミュニティに関する先進的な取り組みで有名な自治体の1つである。伊賀市自治基本条例にも、住民自治協議会について詳しく記載されている。ただし、細かく書いてあるとはいえ抽象度は高い。

具体的に郷づくりについて動かそうとするなら、基本条例を改正するだけでは不十分だと思われる。私の考えでは、これまで議論を重ねてきて、何もしないという選択肢はないと思っている。

まずは、現行の基本条例に不適合や不十分な部分があるかどうかを考える必要がある。伊賀市のように、かなり詳細な条例の場合、具体的に書きすぎているがゆえに改正の必要性が出やすい。対して、福津市の基本条例はシンプルかつ抽象度が極めて高く、逆に実効性が低く支障も出ないと感じる。

自治基本条例の元祖と言われているのが、北海道ニセコ町が作ったまちづくり基本条例である。一般的に、条例の見直し機関は置かれるが、条例の改正までは至らない場合がほとんどであるが、ニセコ町は条例の改正をしており、「協働」という規定を削除している。これは、「協働」という言葉が、行政側が良いように住民を動員する都合の良い言葉として使われているのではないかという理由があったようだ。他方で、福津市の場合は、共働の定義は抽象的であるため、削除等の必要性は感じない。

委員

基本条例の中に、防災等の危機管理についての記載がない。まちづくりを進めていくにあたって必要な項目だと思う。

会長

まちづくり基本条例にはいくつかのタイプがある。1つ目は、あるべきまちの姿を描くパターンの基本条例。2つ目は、参画や協働、まちづくりのあり方、自治のあり方に限定しているパターンの基本条例。福津市は2つ目の

パターンの基本条例である。

政策理念を書き込むことも一つの方法ではあるが、基本条例というのは、どこまでも抽象的なものである。基本条例に書き込んだからどうかなるといってもない。むしろ、防災に関わるような基本条例を別途制定する方が有効かもしれない。

福津市には防災関係の条例はあるか。

関係課

防災の理念等に関するものが載っている条例はない。

会長

現在、約90以上の市区町村で防災基本条例が設けられている。

防災基本条例の制定を求めるという内容を、答申の中で言及させていただき、審議会として制定を求めるといようにした方が、実効性という意味では良いかもしれない。

他方で、基本条例改正の方向性で行くならば、防災に関する項目だけを入れることは難しいため、全面的な改正の必要性が出てくる。しかし、結果としてそれだけの作業をやった割には実効性がないということになりかねない。

委員

基本条例を読んだだけでは、抽象的で深く落とし込むことが難しい。もう少し具体化されていた方が良いのではないか。今一つ物足りないという印象を受ける。

また、基本理念に関しては、「(7) 子どもの思いが尊重され～」とあるが、子ども以外の高齢者や障がい者などに関する言葉が抜けているように感じた。

会長

方向性としては、現行の基本条例をもう少し具体化していくのか、個別の条例を制定するかであるが、前者では、具体化していくと言っても、どうしても抽象的な規定にとどまらざるを得ない。

審議会で、「子どもや高齢者、障がい者に関する文言が足りないのではないか」という意見が出た。それについて現行の基本条例で対応することも1つの方法ではあるが、個別の基本条例等の制定を考えていってはどうかという意見が出た」ということを、意見として提案してはどうか。

繰り返しになるが、これだけ抽象度の高い基本条例を少し具体化したところで、見合った実益はあまり出てこないのではないかという気がする。

苦労をしてでも基本条例を改正し、次に、改正を契機に別の条例を制定し連動させていくという二段階戦略は有り得る。しかし、これまでの経験上、それだけ大変な作業をしてしまうと、事務局側も疲れてしまい、次の作業に移れないという場合が多い。

副会長

会長の意見に賛同する。

基本条例は、まちづくり全体でどういうことが必要なのかが基本理念の中に含まれているように感じるので、このままで良い気がする。子ども以外の高齢者等を含めた全市民の健康や安全性について深掘りしていくと、この基本条例を大きく変えていかなければいけない気がするため、基本条例については、本当に必要なことが抜けている場合に書き加えれば良いと思う。

会長

審議会としては、基本条例改正の必要性はないと考えられるが、この基本条例に書かれていることを具体化する取り組みが極めて不十分である。そのため、担当課や関係課に対し、基本条例の内容を具体化していく取り組みをしてもらいたいということを審議会として強く要望するということがかか。

とすると、郷づくりを中心とした個別条例の制定を求めるかどうかであるが、委員の皆さんはどう考えるか。

委員

個別条例がどういうものかというイメージが付いていないが、新たに設ける必要はあると思う。

大きなところとしては、今まで挙がってきている双方の権限やお金の話、どこまで地域に任されているか分からないという部分に関して明確に示した方が良いと思う。

また、全体的に出ている市とのコミュニケーションや説明責任に関する部分も具体的なものが必要なのではないか。

会長

郷づくりを中心とした個別条例には、筑紫野市のような、郷づくりに限らずコミュニティや協働を推進するような条例のパターン、横須賀市のような、ターゲットを絞っているパターン、養父市のような、ターゲットを明確にした上でさらに具体的に記載しているパターンなど、いくつかのパターンがある。

共働推進やコミュニティ推進を語るだけだと、基本条例と同じような形になり、あまり実効性がない。むしろ、郷づくりの推進のように、もう少し絞り込んで、委員が言われたような市の関わり方や支援のあり方等を規定するような内容の条例の方が良いのではないかと感じる。

伊丹市の条例はやや特異で、条例内の地域自治組織は、設立はあくまで住民たちが自発的に行うという建付けの民間組織であり、認定という形で一定の権威を付与し、交付金を出したりしている。本来、民間組織であるため自由であるが、正当性を与えていく代わりに、情報公開や一定の責務を求めている。しかし、求めすぎると、がちがちに縛ってしまう危うさも秘めている。

他方で、養父市の条例は、財政支援に関する条例であり、もっぱら行政側の責務として求めているパターンの条例である。

私の感覚だと、条例で郷づくり推進協議会の組織運営や資金運営等について、がちがちに書くというのは好ましくない。むしろ、市の支援や市の適切

な距離を保つということをしっかりと示し、財政支援などで関わっていく根拠にしていくということの方が重要なのではないかという気がする。

個別の条例が必要であるということについては、委員の皆さんは同意していただいているという認識で良いか。

委員一同

良い。

会長

であれば、どういった内容や方向性の条例にしていくべきかという話になるが、実際に条例を作ろうとすると、かなり細かな検討が必要になってくるため、審議会では、あくまでその際の検討材料となるよう意見を申し上げるということにとどまる。委員の皆さんのご意見を率直に伺いたい。

委員

佐世保市の条例には、自治会加入促進についての条文がある。福津市でも、自治会加入率が低下している地域もあると聞くため、市としても自治会加入に努めるように、といった内容も入れ込めると良いのではないか。

会長

地域からもよく出てくる意見の1つであるが、憲法上、結社の自由が定められている関係上、自治会に加入しなさいとは言えない。「努める」という表現になると思う。加入すべきということを、市が過度に強く押し出してしまふのは好ましくない。

佐世保市の条例の第9条にあるように、住宅関連事業者に関する取り組みに対しては一定の効果はあると思うが、条例に入っていないだけでも協力する事業者は多い。

委員

条例に入っていると後押しになるか。

会長

ある程度の後押しにはなると思う。事業者に対してはこういう規定があるということで協力してもらいやすくなる面はあるのではないかと思う。

ただし、もしその内容を書き込むとすると、郷づくりに特化する条例ではなくなり、コミュニティ全般の推進に関する条例になってくる気がする。

重要なポイントは、条例が、交付金の額を増やしていく時などの根拠になるようにするという事だと思う。財政状況が厳しい中で、予算を増やすというのはとても難しいことである。しかし、根拠となる条例があることで、予算を確保せざるを得なくなるなど、郷づくりの取り組みを充実させていくための足掛かりをどれだけ作れるかが重要になってくるのではないか。

副会長

福津市にも色々な条例がある中で、基本条例はどの位置にある条例なのか。

会長

一般的に、条例には優劣はなく、法的に上下関係が認められていない。しかし、理念的に言えば、基本条例は条例の全般を包み込むような形の条例であり、基本条例に適合するような形で他の個別の条例や取り組みが展開されるということが期待されるものである。

関係課

基本条例は、市のまちづくりの基本的な考え方を示したものととどまる。自治体によっては、最高規範という形で位置づけて条例を制定している自治体もあるが、福津市においては、そういった位置づけはしていない。

会長

基本条例の考え方自体が、全体を包み込むようなものであるため、最高規範という位置づけの有無にかかわらず、この基本条例に矛盾するような条例は、違法とは言えないとはいえ、本来許されないと考えるべきであろう。

委員

養父市の条例のように、交付金について細かく明記することで懸念されることはあるのか。

会長

ある。別表に記載されているような算定基準を改正する場合にも、議会の承認が必要になってくるためハードルが高い。条例にここまで書き込んでしまうと、非常に窮屈なものになるためお勧めはしない。

重要なことは、支援しなければいけないということが伝わるような明確な文言を入れ込んだうえで、それを担保するということだと思う。例えば、年に1回意見を言う場があり、その意見を尊重しなければいけないというような規定を入れておくと、財政的支援が足りないという意見が出た場合、尊重しなければいけないということになる。そうすると、財政部署に対する予算要求の際の根拠となり得る。そういった手立てをどれだけ入れ込めるかだと思う。

具体的な案を出すことが難しいということであれば、「答申書の内容に適合した条例を新たに制定してほしい」という言い方で要望していくという方法もある。その上で、特にこれだけは必ず入れてほしいということを具体的に書いておくと、影響力としては強いと思う。

委員

以前、代表者会議のあり方を変えた方が良いのではないかという意見が出ていたが、進め方として、情報伝達だけではなく、双方のすり合わせをするような場が必要であるということや、コミュニケーションの進め方を変えるような部分は入れた方が良いのではないか。

会長

どういった条文で入れ込むのが難しいが、入れ込めるように検討した

い。たとえば、行政側の責務規定の中に、「協議会側との協議が円滑かつ建設的に進むよう、その会議のあり方を適宜見直すものとする」などの内容を入れ込むなどが考えられるのではないか。

委員

委員も言われていたように、自治会への関心が薄れ、自治会に加入しなくても大丈夫と思われる方が増えている。併せて、郷づくりへの関心が全くない。どうしたら、郷づくりというのはこういうものだとか、こういう活動をしているということを知らせることができるかが分からない。

会長

例えば、小学校の総合学習などの場で、郷づくりについて学んでもらうことにし、それに関連した宿題を出すと、その保護者にも学んでもらうことができる。条文としては、「学校その他の関係機関と協力してコミュニティ活動が広く伝わるように努力するものとする」といった条文を入れ込んでおくというのが一つの手である。

かつ、条文に入れ込んだ上で、コミュニティ推進に関する常設の審議会の場があれば、「この条文があるのに動いていないではないか」ということも言える。足掛かりとなる条文を入れ込むと同時に、それを推進していくための組織や手続きを用意しておけば、一定程度の実効性は担保できるのではないか。

委員

現在、交流センターは一部の人しか使えていないと思う。もっと開放的で誰もが利用できるようにする文言を入れてはどうか。

会長

条文として入れ込む時には、あまり細かいことは書けない。例えば、郷づくり推進協議会の責務として、情報公開の徹底や、広く知られるための情報発信、それについて市が同様に情報発信するなどのバックアップをしていくものとするといった形で、条文に入れ込むことは可能だと思う。

スタンスとしては、郷づくり推進協議会への一定の責務を課すということと、市の責務としてバックアップしていくということを書いていくことになると思う。

委員

市は共働という言葉を用いているが、やらされ感を感じている人も多いと思う。市民も自分たちの責任で色々なことを考えるが、市の方もしっかり伴走して、本当の意味の共働が伝わるように動いてもらいたいと思う。

基本条例だけだと、具体的なことが伝わってこないため、お互い協力し合っただけの高め合っただけという内容が入れば良いと思う。

会長

方法としては、市の責務というところで明記したり、共働という定義をし直していったりする中で、基本条例と矛盾しないような形で具現化するよう

な形にして入れ込んでいくという方法が1つある。

神奈川県平塚市の自治基本条例では、協働という言葉は、市民側が用いることは認めているが、行政側は用いないようにという趣旨で、「協働をする権利」を市民側にのみ認めているような条例になっている。ここまでは必要はないと思うが、重要なのは、理念的には定めずとも、担保する仕掛けをどれだけ入れ込めるかだと思う。年に1～2回しっかりと情報を伝え、審議会のような第三者機関を設けて、関わる形にして、変えていける仕掛けを、条例上、位置づけておくことが大事である。

委員

市と市民の関係性が明確に分かるような条文があれば良いのではないかと。市がやりたいことを市民が手伝っているという捉え方をされている気がする。

郷づくりが目指しているところは、住みよいまちづくりを作るために、市民が主体的に動くことであり、地域が主体となって、市民が住みよいまちづくりを進め、それに対して市は必要な支援をしていくというようなことを最初の方に明記した方が良いのではないかと。

提言する内容に人財育成があるが、人財の育成や発掘についても、地域と市が共働して進めていくというのを明記しておいた方が良いのではないかと。郷づくりの内実を見ると、地域ごとにやるべきことが異なるため、それぞれで構想を考えてくださいといっても、そのマンパワーがあるのか、多様なメンバーが集まっているのかなど地域ごとに異なる。一部の人が負担を背負って構想を作るというよりは、もう少し広い視点から、一緒に人財育成や構想づくりに取り組んでいくことが必要なのではないかと。特に人財育成に関しては、地域が主体となって進めていくということもはっきりと明文化しておいた方が良いのではないかと。

会長

目的規定や理念規定としては、主体はあくまで住民であり、その目的は、決して行政の手伝いをするのではなく、あくまで住民たち自身の自治をしていくこと。条例の目的は、その実現を目指して、市が責任をもって伴走支援をすることを定めていくことであるという趣旨を、明確に書き込むということ。個別の内容としては、人財育成について、市がしっかりバックアップしていくということを明記するということ。これらを要望したいと思う。

他に入れ込んだ方が良いものを思いついた方は、後日事務局にお伝えいただきたい。最終的に、正、副会長で入れ込むかどうかの判断を取らせていただければと思う。

3. その他

○諮問①の総論について

事務局

当日配布資料「郷づくり基本構想」見直しの方向性について（総論）を基に説明。

会長

「取組み」と「取り組み」の表記が混在しているため、統一してほしい。
また、「市は地域に権限と財源を移譲すると示しつつ」とあるが、これはどこに示してあるのか。

事務局

「郷づくり基本構想」の中で謳っている。

会長

6行目「取り組みが困難な根本的な原因」は「様々な課題の根本的な原因」という表現に、22行目「郷づくり基本構想自体の見直し」は「郷づくり推進の基本的な考え方の見直し」という表現に、23行目「答申の対応の暁には」は「答申の対応にとどまらず」という表現に修正をお願いします。

委員

21行目に「人口減少」とあるが、人口が減っている地域もあるが、そうでない地域もあるため、表現を変えた方が良いのではないかと。
また、福津市の高齢化は進んでいるのか。

事務局

高齢化は進んでいる。

会長

「人口減少・高齢化が進む中で」は「社会環境の変化の中で」という表現に変更していただければと思う。

委員

行政は地域自治をなさいと考えている一方で、地域は行政のお手伝いをしていると感じており、このギャップが問題の土台にあると感じる。しかし、これを書くと抽象的になるのではないかと感じている。3点目の問題として上手く入れ込めるかもしれないが、入れ込むことで蛇足や抽象的になってしまうのではないかと懸念がある。

会長

3点目というのは、1点目、2点目のさらに根底を成している要因になってくる。書き方としては、課題を2点挙げたうえで、次の段落の「当会議では～」の中に入れ込む方が良さだろう。入れ込めるかどうか検討する。

委員

1点目の文末に「地域の負担感や市への不信感を招き、結果的に地域の自立を妨げていることが確認できた。」とあるが、もう少し柔らかな表現に変えられないか。

また、「人財育成」についてもどこかに入れ込めないか。

会長

おっしゃる通り、1点目の文末の「地域の自立を妨げていることが確認できた」という表現は少し強い気がする。地域の皆さんも頑張ってくださいっており、確かに、地域の負担感や市への不信感を招いたことはあるとしても、そこから全ての自立の道が妨げられたということにつなげない方が良いかもしれない。どのような表現が適切か考える。

また、13行目「地域の担い手の確保や」の後に「人財育成」を入れ込むと良いかもしれない。

委員

人財育成に絡んでくるが、新しい人が入ってくるという、人の循環が、今の郷づくりにはない。「次の世代を担う人財が郷づくりに入っていないため、この課題を解決していき、次の世代が入ってくることによって、地域が持続できる」というような内容が入ったら良いと思う。

会長

1点目、2点目もマイナスの表現で終わっている。例えば、2点目の文末は「改善の必要がある。」の後に「その改善を通じ、人財を循環し、持続可能な地域になっていくことが求められる。」といった、やや前向きな感じで見ないでいった方が良いかもしれない。審議会の任務は、現状の問題点やそれを克服するための課題をきちんと指摘することであり、そこを曖昧にしてしまうことは好ましくないだろう。ただ、「必要がある」で終わるのではなく、前向きに受け止めてもらえるよう、「こういう風な姿を実現していくのだ」というニュアンスで、次にバトンタッチしていけるようなきっかけにしていく内容を書き込めると良いと思う。

委員

個人的には、課題の部分はマイナスな表現を用いても明確に書いた方が良い気がする。その結果ポジティブになる話は、その後に入ってくると良いのではないかと。

また、18行目の「市と地域が共働で郷づくりをすすめる」とあるが、ここは「郷づくり」という表現で良いのか気になった。他のところでも出てきていたが、固有名詞での「郷づくり」と、地域づくりという意味での「郷づくり」があって分かりづらい。全体的に整理しておいた方が良い気がする。

会長

「市と地域が共働で」という部分は「地域と市が共働で」に変えた方が良い。あくまで、郷づくりを進める主体は地域であり、市はそれを支援する立場である。

「郷づくり」という言葉の主語は地域に限定した方が良く、市も支援する形で関わっていくというふうに明確化すると良いだろう。とすると、この書き方では混乱するかもしれない。この書き方をすれば、まちづくりや地域づくりの方が分かりやすいと思う。

「主語は地域か郷づくり、市はそれを支援する」ということをしっかりと

明記したいと思う。

○その他

事務局

答申の最後に、委員の皆さんからのコメント等をいただきたいと思っている。

会長

基本的には、応援メッセージのようなものを考えている。地域視察で感じた気持ちや、2年間を通じて会議をした思いや感想等を述べていただきたい。単に感想というよりは、この答申に向けて後押しになるようなコメントをいただきたい。受け取った側が、「共働推進会議の委員はこういう思いでやられたのだから、しっかりやらなければいけない」と思ってもらえるようなメッセージをお願いしたい。

分量はどのくらいか。

委員

提出期限はいつか。

事務局

3月には答申が完成していることと、事前確認の時間を考慮すると、1か月ほどで考えていただければと思う。

詳細は、後日、委員の皆さんへメール等でお知らせする。

事務局

次回は、令和6年2月16日（金）の14時から、市役所大会議室で開催する。以上で本日の会議は終了とする。